



矢巾町乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)



【問い合わせ先】
矢巾町こども家庭課子育て支援係
電話：019-611-2778

1 こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

2 対象児童



- 0歳6か月から満3歳未満までの児童
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育事業所等に入所していない児童
- 児童及び保護者ともに矢巾町に住所を有していること

3 利用可能時間

- こども1人あたり月10時間まで



4 利用料

世帯の種類	1時間あたりの利用料(1人)
一般の世帯	300円
生活保護世帯	無料
市町村民税非課税世帯	60円
市町村民税所得割77,101円未満の世帯	90円
その他支援児童がいる世帯	150円

5 実施施設

- 矢巾町立煙山保育園(矢巾町大字上矢次第6地割45番地1)



利用フローは裏面をご確認ください

NEXT PAGE

利用フロー

詳細はこちら



年度初めのみ

①利用申請

- ・ 矢巾町へ申請書を提出します。
※こども家庭庁がHP上で公開している「認定申請書」等の様式は使用できません。

②認定

- ・ 矢巾町が利用認定を行い、通知をします。
※認定まで2週間程度を要します。

③面談申込

- ・ システムで施設へ面談の申込をしてください。

初回申込時のみ

④面談

- ・ 日程調整の上、施設にて面談を行います。

⑤判断

- ・ 面談に基づき、施設で受入可能か判断します。
可能と判断されると利用可能となります。

⑥予約

- ・ システムで利用したい日時を予約します。
※キャンセルは利用日の1営業日前までです。

⑦利用

- ・ 施設を利用します。

⑧支払い

- ・ 矢巾町から月額使用料分の納付書を送付するので、納期限までに指定の金融機関等で支払いをお願いします。